

魚津市公園施設長寿命化計画

令和6年3月

魚津市産業建設部都市計画課

1. 都市公園整備状況

(令和5年3月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
27	58.52 ha	15.75 m ²

注意：一人当たり都市公園面積は都市計画区域内の人口（37,139人）に基づき算定

2. 計画期間

〔令和6年度（2024）～令和15年度（2033）（10箇年）〕

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
24			1	1						1		27

②選定理由

管理対象都市公園は、「都市公園法第2条に基づく都市公園（公園又は緑地）」と設定する。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
23	24	439	122	15	0	85

管理施設	災害応急施設	その他	合計
538	0	0	1,246

②これまでの維持管理状況

対象の27公園のうち、街区公園24公園の全ての公園施設（一般施設、遊具、建築物等）及び運動公園の遊具については、市都市計画課により、維持保全（清掃・保守・修繕）及び日常点検を行っている。総合公園及び運動公園（遊具以外）については、指定管理者制度を活用した管理委託を行っている。

また、遊具については、これらの管理に加え、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人 日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S：2014」に基づき、必要な安全点検を専門業者に委託し、毎年実施しており、そこで発見・報告された破損・危険箇所等に対しては、緊急度に応じて、可能な限り、修繕・更新を行っている。

③選定理由

対象公園 27 公園のうち、23 公園が 1970 年代から 1990 年代に供用開始した公園であり、これらの経過年数の長い公園を中心に、公園施設全体の老朽化が進行している状況にある。また、遊戯施設については、老朽化に加えて、安全性確保の観点に立った対策も求められており、適切な維持管理を行っていくことが大きな課題となっている。こうした状況を踏まえ、本計画では、対象 27 公園の全ての公園施設を対象とする。

ただし、運動公園の運動競技施設に関しては、運動競技施設の特異性・専門性等を考慮して、今後別途に計画策定を行うこととし、今回は一般開放エリアのベンチ等の一般施設、便所等の建築物、遊戯施設を対象とする。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

点検調査は、令和 5 年 10 月から令和 6 年 1 月までの期間に実施した。

なお、遊具に関しては、定期点検（令和 5 年 4 月実施）の結果を活用して健全度判定を行った。

①一般施設、土木構造物、建築物

国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」に則り、健全度調査を実施した。

土木構造物に該当する公園施設はない。

なお、「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」では、健全度を把握するための調査は、予備調査において予防保全型管理候補とした施設に対して行うとしているが、事業計画の検討の中では、事後保全型管理施設について、更新時期を健全度や緊急度に基づき設定する必要があることから、事後保全型管理施設についても健全度判定を実施した。

C、D 判定の施設数は 10%（一般施設 6%、建築物 28%）となっている。

②遊具等

社団法人 日本公園施設業協会（JPFA）の「日常点検マニュアル」に則り、点検調査を行った。

C、D 判定の施設数は 46%となっている。

③各種設備

法令等で点検が必要な設備に該当する公園施設はない。

(施設)

	健全度判定				備 考
	A	B	C	D	
a. 一般施設 (1,085)	512	512	47	14	D 判定は利用禁止とした
d. 建築物 (39)	7	21	11	0	D 判定は利用禁止とした
b. 遊具等 (122)	1	65	51	5	D 判定は利用禁止とした

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」及び「考慮すべき事項」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。考慮すべき事項としては、「利用ニーズの高い施設」及び「公園の利用・立地の状況」の状況を勘案した。

(施設)

	緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設 (1,085)	14	47	1,024
d. 建築物 (39)	0	11	28
b. 遊具等 (122)	11	45	66

7. 日常的な維持管理に関する基本的方針

これまでの維持保全内容（清掃・保守・修繕）及び日常点検は、公園施設の機能の保全と安全性を維持し、また施設の劣化や損傷を把握するために継続する。

日常点検や定期点検において、公園施設の異常を発見した場合は、必要であれば即座に利用禁止の措置を取り事故等を予防する。また、健全度調査票を活用し、劣化や破損の進行状況を確認するとともに、今後の施設の維持管理のあり方や内容等について見直しが必要かどうかを検討する。

今後は、園内の巡視の強化や利用者との積極的なコミュニケーションを図り、早期の異常発見と措置実施、公園に対するニーズの的確な察知と対応に努める。

a. 一般施設等、d. 建築物等

- ・施設の著しい劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。また、健全度調査を実施し、適切な対策を計画に位置づけた上で必要な措置を講じる。

b. 遊具等

- ・日常点検及び年1回実施する定期点検により、施設の劣化や損傷を把握する。
- ・施設の著しい劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
- ・同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、適切な対策を計画に位置づけた上で必要な措置を講じる。

8. 公園施設の長寿命化のための基本方針

①予防保全型に類型した施設

- ・予防保全型、事後保全型の類型は、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて設定する。
- ・毎年の予算措置の状況ならびに今後の健全度調査の結果等を踏まえ、随時、事業実施の優先順位や実施内容等の見直しを検討し、長寿命化計画の更新を図る。

a. 一般施設等、d. 建築物等

- ・日常的な巡視や点検のほか、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化や損傷の状況を把握するとともに、必要に応じて長寿命化計画の見直しを行う。

- ・計画に基づく、適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。

b. 遊具等

- ・日常点検及び年1回実施する定期点検により、施設の劣化や損傷の状況を把握する。
- ・調査で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行うほか、必要に応じて利用禁止の措置を行う。
- ・定期点検の結果を健全度調査として活用し、適切な対策を計画に位置づけた上で必要な措置を講じる。

②事後保全型に類型した施設

- ・基本的に健全度調査を実施しない施設であるため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設の機能の保全と安全性を維持する。
- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を検討する。

9. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等

※別添の「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による。

10. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②+③】	315,019 千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	254,766 千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	60,253 千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	31,502 千円

11. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園施設全体の、単年度あたりのライフサイクルコスト縮減額は9,297千円である。

※別添の「公園施設長寿命化計画調書」 様式1「総括表」の〔単年度あたりのライフサイクルコスト縮減額〕の合計値。

12. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度：〔 2028 年度 〕

②見直し時期、見直しの考え方等

- ・次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、随時、長寿命化計画の見直しを行う。
- ・公園の利用状況や配置機能等を考慮しつつ、パークマネジメント方針を踏まえ、廃止・集約化を含めた公園の適正配置について、地域住民との合意形成を図りながら検討を進めていく予定である。